

○豊中市伊丹市クリーンランド事務決裁規程

制定	昭和38年4月1日	訓令第1号
改正	昭和41年11月1日	訓令第1号
	昭和42年1月16日	訓令第1号
	昭和42年5月15日	訓令第2号
	昭和43年4月1日	訓令第1号
	昭和47年4月1日	訓令第1号
	昭和47年9月1日	訓令第2号
	昭和48年4月1日	訓令第1号
	昭和49年9月20日	訓令第1号
	昭和51年5月1日	訓令第1号
	昭和52年5月1日	訓令第1号
	昭和61年3月20日	訓令第1号
	平成3年5月7日	訓令第1号
	平成4年4月18日	訓令第1号
	平成5年4月1日	訓令第1号
	平成6年9月16日	訓令第1号
	平成10年1月29日	訓令第1号
	平成11年4月12日	訓令第1号
	平成16年6月1日	訓令第1号
	平成17年4月1日	訓令第1号
	平成19年3月29日	訓令第2号
	平成20年3月6日	訓令第1号
	平成20年3月26日	訓令第3号
	平成22年4月1日	訓令第1号
	平成23年4月1日	訓令第1号
	平成24年3月30日	訓令第1号
	平成25年3月27日	訓令第1号
	平成27年3月24日	訓令第2号
	平成28年3月31日	訓令第1号

第1条 この規程は、豊中市伊丹市クリーンランドの事務の決裁について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 事務は、原則として主務係長の意思決定を受けたのち、順次直接上司の意思決定、関係課及び関係理事の合議並びに事務局長及び専務理事の意思決定を経て管理者の決裁を受けるものとする。

2 組合議会に提出する議案その他重要な事務は、前項に定めるもののほか、理事会の議決及び副管理者の意思決定を経なければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由のあるときは、この限りでない。

第3条 前条第2項の理事会は、専務理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、専務理事が招集し、その議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、理事会について必要な事項は、専務理事が定める。

第4条 この規程で別に定めるもののほか、組合の事務の決裁手続並びに代決又は専決することができる者及びその範囲は、豊中市の例による。この場合に

において、次の表の左欄に掲げるものをこれに対応する右欄に掲げるものに読み替えて豊中市事務決裁規程（昭和37年豊中市訓令第2号）を適用する。

管 理 者	市 長
専 務 理 事	副市長
事 務 局 長	各部長 総務部人材育成長 環境部環境事業長
課 長	各課長（共通事項に限る。）
総 務 課 長	各課長（共通事項を除く。）

第5条 前条に規定するもののほか事務局長及び各課長は、次の事項を専決する。

事務局長専決事項

- (1) 火災その他の災害対策に係る関係官公庁に対する届出、申請等に関すること。
- (2) 公害防止に係る関係官公庁に対する届出、申請等に関すること。
- (3) 職員の労務管理、安全管理及び衛生管理に係る関係官公庁に対する届出、申請等に関すること。
- (4) 危険物、電気その他処理施設の維持管理に係る関係官公庁に対する届出、申請等に関すること。
- (5) 組合の防災組織に関すること。

各課長共通専決事項

- (1) 職員の労務管理、安全管理及び衛生管理に関すること。
- (2) 所管の施設（以下「所管施設」という。）の火災その他の災害防止対策に関すること。

総務課長専決事項

- (1) 使用料（ごみ処理施設の使用料を除く。）の調定及び収入に関すること。
- (2) 所管施設に係る機械設備等の保全及び維持管理に関すること。

再資源・搬入課長専決事項

- (1) 搬入ごみの有価物売却処分に関すること。
- (2) 搬入ごみの量の認定に関すること。
- (3) ごみ処理施設の使用料の調定及び収入に関すること。
- (4) 搬出する不燃物等の量の認定に関すること。

施設課長専決事項

- (1) 所管施設に係る機械設備等の運転操作及び保全並びに維持管理（所管の危険物を含む。）に関すること。
- (2) 公害防止対策に関すること。
- (3) 搬出する焼却残灰の量の認定に関すること。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和41年11月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和42年1月16日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和42年5月15日訓令第2号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和43年4月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和47年9月1日訓令第2号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和48年4月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和49年9月20日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和51年5月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和52年5月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月20日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成3年5月7日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成4年4月18日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日訓令第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年9月16日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成10年1月29日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成11年4月12日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成16年6月1日訓令第1号)

この規程は、令達の日から施行し、この規程による改正後の豊中市伊丹市クリ

ーンランド事務決裁規程第4条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日訓令第1号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年3月6日訓令第1号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第1号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日訓令第1号）

この規程は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日訓令第1号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日訓令第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日訓令第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。